

第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画における介護サービス基盤の整備・保険料関係資料（「骨子（案）」P12 関係）

## 1. 第6期計画における施設居住系サービスの整備について

### (1) 基本的な考え方

介護保険制度は、要介護者の在宅生活への支援が基本であり、久留米市においてもこれまでこの考え方に沿って事業運営に努めてきた。しかしながら、一方では、単身高齢者が増えている状況や家庭での介護力の問題等もあることから、「在宅での生活が困難な方」への対応として、計画的な施設整備を行って来ている。こうした状況から、次期介護保険事業計画（平成27～29年度）においても、一定の施設整備を行う必要があると考えており、中でも特に待機者の多い「特別養護老人ホーム」の整備を中心に、制度改正への対応、保険料の影響等を勘案し、整備すべき施設の種類および整備量について検討を行う必要がある。

### (2) 施設居住系サービスの整備についての現時点での方向性

#### ①整備するサービスの種別等

- 特別養護老人ホームの整備を基本としたい。
  - ◇地域密着型（定員上限29名）での整備を基本としたい
  - ◇個室・ユニット型での整備を基本としたい
- 他の施設整備については、必要性について今後検討を加える。

#### ②整備数量（床数）

平成26年9月に実施した「居宅介護支援事業所及び小規模多機能居宅介護事業所に係る調査」の調査結果等を参考に設定したい（短期入所等の利用人数）

## ●施設・居住系サービスの人員基準等

	特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設	グループホーム	特定施設
平均要介護度 (26年4月)	4.00	3.15	4.40	3.01	2.26
第3期整備状況	40床(+2期分の20床=60床)	—	—	—	—
第4期整備状況	地域密着型80床	—	—	—	—
第5期整備状況	地域密着型145床	80床	—	—	—
入所対象者等 (基準省令)	○可能な限り、居室における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、及び療養上の世話を行う事により、入居者が当その有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるようにするものを目指すものでなければならない。	○看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話 ○入所者の居室における生活への復帰を目指すものでなければならない	○長期にわたる療養を必要とする要介護者 ○療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う事により、入所者が、その有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるようにするものでなければならない。	○利用者が、可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	○入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う事により、要介護状態となった場合でも、入居者が当該施設において、その有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるようにするものでなければならない。
	要介護3以上(H27より)	要介護1以上	要介護1以上	要支援2以上	要支援1以上
医師	必要数(非常勤可)	常勤1以上 入所者に対して100:1以上	医療法基準による	—	—
薬剤師	—	実情に応じ適当数	医療法基準による	—	—
看護職員	利用者:(看護+介護)で3:1以上 (30人以下:看護1)	利用者:(看護+介護)で3:1以上 (看護2/7程度を標準)	医療法基準による (入院者に対して6:1以上等)	—	利用者:(看護+介護)で3:1以上 (30人以下:看護1)
介護職員	(31人~50人:看護2) (51人~130人:看護3以上)		入院者に対して6:1以上		
理学療法士(OT) 作業療法士(PT) 等	訓練を行う能力を有する者 (PT・OT・看護職員・柔道整復師等)1以上	OT、PT又は言語聴覚士が100:1以上	OT及びPTが適当数	—	訓練を行う能力を有する者 (PT・OT・看護職員・柔道整復師等)1以上
生活相談員	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上	支援相談員(保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有する者)1以上	—	—	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
栄養士	1以上	定員100人以上の場合は1以上	医療法基準による	—	—
備考			H29年度末で制度廃止 (新規指定は認めない)		

●施設申込者数及び申込時の所在内訳

		申込施設					合計
		特別養護 老人ホーム	老人保健施設	介護療養型 医療施設	グループホーム	特定施設	
申込時の 所在	在宅	454	17	0	149	9	629
	特別養護老人ホーム	36	0	0	1	0	37
	老人保健施設	126	1	0	6	1	134
	介護療養型医療施設	41	0	0	2	1	44
	グループホーム	88	2	0	9	0	99
	特定施設	3	0	0	0	1	4
	医療機関	259	14	4	43	3	323
	老人ホーム(健康型・住宅型)	44	0	0	6	0	50
	ケアハウス・軽費老人ホーム	14	0	0	1	0	15
	高齢者住宅	4	0	0	0	0	4
	その他	21	0	0	0	0	21
合計		1,090	34	4	217	15	1,360
申込者数		1,147	46	7	259	34	1,493
内久留米市の被保険者		1,023	39	6	257	28	1,353
久留米市被保険者の比率		89.2%	84.8%	85.7%	99.2%	82.4%	90.6%
申込者の内要介護3以上		682	20	6	63	3	774
要介護3以上の者の比率		59.5%	43.5%	85.7%	24.3%	8.8%	51.8%
回答施設数		14	6	4	41	9	74
1回答施設当り待機者数		81.9	7.7	1.8	6.3	3.8	20.2

(資料)平成26年1月実施の介護事業所調査より。

※1人の被保険者が複数施設に申し込んでいるが、重複排除は出来ていない。

※申込時の所在について回答していない事業者もいるため、申込時の所在の合計と申込者数とは異なる。

※特別養護老人ホームには、地域密着型を含む。

※特別養護老人ホームは、26年1月時点では20施設

## 第1号被保険者1人当たり事業所数・定員・利用者数【施設・居住系サービス】

サービス種別	事業所数			第1号被保険者 1人当たり 【事業所数】		定員			第1号被保険者 1人当たり 【定員】		利用者数			第1号被保険者 1人当たり 【利用者数】	
	全国	県	市	全国比	県比	全国	福岡県	久留米市	全国比	県比	全国	福岡県	久留米市	全国比	県比
特別養護老人ホーム	6,984	351	21	124.9	101.4	462,707	20,438	865	77.7	71.7	452,317	19,500	1,047	96.2	91.0
特養【広域型】	6,092	284	9	61.4	53.8	439,148	18,687	560	53.0	50.8	429,415	17,900	749	72.5	70.9
特養【密着型】	892	67	12	559.0	303.5	23,559	1,751	305	537.9	295.2	22,902	1,600	298	540.7	315.6
老人保健施設	3,710	174	7	78.4	68.2	331,916	14,436	640	80.1	75.1	301,539	14,200	661	91.1	78.9
介護療養	1,644	89	5	126.4	95.2	72,959	3,845	223	127.0	98.3	67,531	4,300	263	161.8	103.6
グループホーム	10,497	645	47	186.1	123.5	157,829	9,520	810	213.3	144.2	150,308	8,900	786	217.3	149.7
特定施設	3,850	230	13	140.9	95.8	213,068	12,237	505	98.5	69.9	158,264	9,700	388	101.9	67.8
特定施設【広域型】	3,628	211	13	148.9	104.4	207,906	11,849	505	100.9	72.2	153,765	9,400	388	104.9	69.9
特定施設【密着型】	222	19	0	0	0	5,162	388	0	0	0	4,499	300	0	0	0
合 計	26,685	1,489	93	144.8	105.8	1,238,479	60,476	3,043	102	85.3	1,129,959	56,600	3,145	115.7	94.2

※全国の事業所数、定員及び利用者数は、平成24年度介護サービス施設・事業所調査による。(被保険者数は、平成24年9月末)

※県及び市の事業所数及び定員は、平成26年8月時点における介護保険指定機関等管理システムに登録されているデータによる。

※利用者数の県分は、厚生労働省『介護給付費実態調査月報(H26.5月審査分)』による。

※利用者数の市分は、施設サービスについては、介護保険事業状況報告(H26.6月分)受給者数、居住系サービスについては、国保連5月審査分の介護給付費等請求額通知書における請求件数による。

※定員を超える利用者数があるのは、他市町村の施設を利用している被保険者を含むため。

※特定施設において、定員と利用者の差は混合型特定施設には、要介護認定を受けていない高齢者も入居できる事による。

本市の特定施設13事業所のうち、12事業所は混合型。

## 居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所に係る調査結果

### 1 調査対象

市内居宅介護支援事業所（97事業所）／市内小規模多機能型居宅介護事業所（36事業所）

※平成26年8月1日現在それぞれの指定を受けている事業所。ただし、休止中を除く。

### 2 調査期間 平成26年9月8日～平成26年9月25日

### 3 調査方法 郵送により調査票配布、FAXによる回答

### 4 回答数 119件（居宅介護支援事業所：86件、小規模多機能型居宅介護事業所：33件）

### 5 回答率 89.5%（居宅介護支援事業所：89.6%、小規模多機能型居宅介護事業所：91.7%）

### 6 調査結果

問1	居宅 (短期入所)	小規模多機能 (泊まりサービス)	合計
施設入所が適当と思われるものの施設の空きがないため、短期入所又は泊まりサービスを利用中の方の人数	131	49	180
うち要介護3以上の方の人数	106	41	147
問2	居宅 (短期入所)	小規模多機能 (泊まりサービス)	合計
問1で回答した方のうち、平成26年6月から8月までの短期入所又は泊まりサービスの利用日数の平均が月の半数を超える方の人数	100	47	147
うち要介護3以上の方の人数	85	40	125

※利用者の人数は、久留米市の被保険者に限ったもの

## 2. 第6期計画における介護保険料について

●第6期の介護保険料を設定するにあたり、現時点では次のような増減要因が考えられる。

◇ 高齢化の進行に伴う、要介護認定者の増大【増要因】

◇ 第1号被保険者の保険料の負担割合が21%→22%【増要因】（基準額ベースで月額約280円程度の増）

◇ 施設待機者への対応 ⇒ 施設サービスは在宅サービスより1人当たり費用額が大きい。【増要因】

◇ 報酬改定

◇ 介護給付費準備基金の充当【減要因】

※基金現在高：約12.1億円（25年度末）⇒ 第5期計画で計上している9.7億円の基金取り崩しは発生しない見込み

●今後の要検討項目

◇ 被保険者の負担能力に配慮した所得段階区分の設定

- ・第5期では11段階（13区分）の設定
- ・第6期で示された国の基準は9段階（第5期は6段階）

◇ 保険料最高段階の額の設定（第5期は基準額の2.0倍）

第1号保険料段階比較(5期国-5期久留米市-6期国)

	第5期計画期間(政令で定める基準)		第5期計画期間(久留米市)		保険料		第6期計画期間(政令で定める基準 未定)							
	対象者		対象者		年額	月額	対象者							
所得段階区分	第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.5	第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.5	32,688円	2,724円	第6期計画期間(政令で定める基準 未定)	対象者		負担割合
	第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.5	第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.5	32,688円	2,724円		第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者及び現第2段階(世帯全員住民税非課税かつ本人年金収入80万円以下等)に相当する人	×0.5 (×0.3)
	第3段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	×0.75	第3段階の特例割合		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	×0.65	42,495円	3,542円		第2段階	世帯全員住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下の人	×0.75 (×0.5)
	第4段階	市民税本人非課税の人	基準額	第3段階	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	×0.75	49,032円	4,086円	第3段階	世帯全員住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超の人		×0.75 (×0.7)		
	第5段階			市民税世帯課税	第4段階の特例割合	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.88	57,531円	4,795円	第4段階		本人住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下の人	×0.9	
	第6段階	市民税本人課税で、合計所得金額190万円未満の人	×1.25		第4段階	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額	65,376円	5,448円	第5段階		本人住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超の人	基準額	
	第6段階	市民税本人課税で、合計所得金額190万円以上の人	×1.5		第5段階	市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の人	×1.13	73,875円	6,157円	第6段階		市民税本人課税で、合計所得金額120万円未満の人	×1.2	
					第6段階	市民税本人課税の方で合計所得金額125万円以上200万円未満の人	×1.25	81,720円	6,810円	第7段階		市民税本人課税で、合計所得金額120万円以上190万円未満の人	×1.3	
					第7段階	市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満の人	×1.5	98,064円	8,172円	第8段階		市民税本人課税で、合計所得金額190万円以上280万円未満の人	×1.5	
					第8段階	市民税本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満の人	×1.6	104,602円	8,717円	第9段階		市民税本人課税で、合計所得金額290万円以上の人	×1.7	
					第9段階	市民税本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満の人	×1.7	111,140円	9,262円					
第10段階	市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満の人	×1.85	120,946円	10,079円	第11段階	市民税本人課税で、合計所得金額600万円以上の人	×2.0	130,752円	10,896円					

※( )は公費による軽減後の負担割合